遺　言　書

遺言者　銀座 大見は、以下の通り遺言する。

1. 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、遺言者の妻　銀座 丸子（1962年1月2日生）に相続させる。
   * 1. 土地  
        所在／東京都中央区銀座１丁目  
        地番／２３番４５  
        地目／宅地  
        地籍／８４．２２平方メートル
     2. 建物  
        所在／東京都中央区銀座１丁目  
        家屋番号／２３番４５  
        種類／居宅  
        構造／鉄筋コンクリート造  
        床面積／１階　７５．１２平方メートル ２階　５５．８９平方メートル
2. 遺言者の死亡以前に妻 銀座丸子が死亡している場合には、遺言者は同人に相続するとした前条の不動産を長男 銀座丸一郎（1985年2月3日生）に相続させる。
3. 遺言者は、遺言者の有する次の財産（株式、債券を含む金融資産）を長男　銀座丸一郎（1985年2月3日生）、次男の銀座丸次郎（1987年3月4日生）に相続させる。相続割合はそれぞれ二分の一ずつとする。
   1. 遺言者名義の預貯金および債券

三菱ＵＦＪ銀行　銀座支店（口座番号１１２２３３０）

みずほ銀行　銀座支店（口座番号４４５５６６０）

1. 遺言者は、遺言執行者に次の者を指定する。  
   東京都渋谷区渋谷1丁目15番21号　ポーラ渋谷ビル8階  
   ベンチャーサポート行政書士法人
2. 付言事項  
   丸子、丸一郎、丸次郎と一緒に過ごせた日々は幸せでした。どうもありがとう。  
   丸一郎、丸次郎、お母さんのことを守ってやってくれよ。

令和２年１月３１日

住所　東京都中央区銀座３丁目７番地３

遺言者　銀座　大見　　印